

## 教導職の民権論

奥田晴樹

はじめに

近代日本における立憲政体導入の思想的条件を探究する作業を進める場合、教導職の国制論を検討することは、そのアプローチの一つとして有効であろう。ただし、周知のように、教導職は、明治初期の国制論の大宗を、立憲政体論とともに構成し、それと対抗的に一翼をなしていた国制論の側から、その積極的宣布者として期待されていた。また、その国制論を検討するための素材として、彼らが行う説教のテキストをはじめとするとする教導関連書籍が存在している。しかしながら、こうした教導職の国制論に関する本格的な検討は、管見の限りでは、僅かに大原康男によって国学政治思想史研究の一環としてなされているに止まるといって研究状況である。

そこで、別途、この問題にいささか立ち入った検討を試みた次第である。<sup>(2)</sup>そこでは、教導関連書籍に看取される教導職の国制論には、たしかに国体論が濃厚に影を落としているものの、立憲政体論の浸透にも看過し難いものがあることを検出した。とりわけ注目されたのは、教導関連書籍と一対をなす、民権論に関する著作を同時出版している事例だった。ここでは、それについて、少しく考察を加え、近代日本における立憲政体導入の思想的条件の一端を探ってみたい。

### 一 竹中邦香の「教義新説」と「民権大意」

【教義新説】は、現在、国立公文書館が所蔵する一連の教導関連書籍の中の一書で、竹中邦香が著述し、京都の書肆大谷津逮堂から明治七年（一八七四）二月官許、同年三月刻成の竹中氏蔵版として刊行したものである。

巻末には、「三府発行書林」として頒布取扱書店が印刷されている。東京は、日本橋通二丁目の稲田佐兵衛と、日本橋川瀬石町角にある京都の村上勘兵衛の出店の二店。大阪は、心斎橋北久太郎町北の柳原喜兵衛、本町心斎橋東の書籍会社、安土町心斎橋東の書林会社の三店。京都は、東洞院三条上ルの村上勘兵衛、三条柳馬場東の辻元仁兵衛、三条御幸町角の大谷仁兵衛の三店。おそらく、最後に店名を連ねる大谷仁兵衛が版元の大谷津逮堂と見てよからう。

同書の本文中の、人民に権利と義務があることを述べた箇所<sup>(1)</sup>の割注に、「余別二民権大意ノ一書ヲ著シ。大約講述セリ」と記述し、この問題の詳細はそちらを参照するよう示唆している。

この「民権大意」は、古書肆より拙蔵に帰したものが、上下二冊で、竹中が著述（下の巻頭には「講述」とある）し、「教義新説」と同様、京都の書肆大谷津逮堂から明治七年三月刻成の竹中氏蔵版として刊行し

たものである。ただし、出版の官許が同年一月で、『教義新説』よりも一ヶ月早い。また、巻末に印刷された「三府発行書林」も、京都の三条柳馬場東の辻元仁兵衛が、柳馬場三条下ルの辻元九兵衛に変わっている他は同じである。

『民権大意』の題字は教導職の少教正である従四位前田利鬯の書で、巻頭には「大解部竹中邦香敬テ少教正前田利鬯閣下ニ曰ス」で始まる明治六年（一八七三）二月三日付の利鬯宛の呈辞が収められている。したがって、『民権大意』も、広い意味では教導関連書籍と言えないこともなからう。

『民権大意』については、夙に今中次磨が思想史上の「階級打破論」の代表作として注目している。<sup>(3)</sup> たしかに、『民権大意』を単独にとりあげるのならば、そうした理解もまた成り立とう。しかし、『教義新説』と同時に刊行であることを組み込んで見るならば、その思想史上の座標も自ずと変わってこざるを得まい。

ここでは、『教義新説』と『民権大意』の両書が同時刊行の、しかも内容的にも関連する書物であることをふまえて、それぞれの内容を検討して行きたい。

ところで、その検討に先立って、著者の竹中邦香なる人物が一体、何者なのか、あらかじめ確かめておく必要がある。

先の『民権大意』巻頭の呈辞の文中で利鬯を「閣下ハ我旧君ノ支室」と呼んでおり、利鬯は旧大聖寺藩主だから、竹中は旧金沢藩士族と見られる。

金沢市立玉川図書館近世史料館には、明治三年（一八七〇）とその前後に、金沢藩士から同藩庁に提出された「先祖由緒并一類付」などと題する一群の文書が所蔵されている。その中の一つに、明治三年一〇月付で竹中邦香（蛸蜂）から提出された「先祖由緒并一類付」がある。文書

は、はじめに邦香自身の分を掲げ、以下、先祖の分が歴代順に書き上げられている。この履歴書上の主と、『教義新説』と『民権大意』の著者は同一人物と見て差支えなからう。

提出された竹中の履歴書上は以下の通りである。<sup>(5)</sup>

給禄高

本国相知不申、御藩出生

一 四拾俵

歳三十一

竹中 蛸蜂

定紋丸ノ内茶ノ実

居宅油車 姓相知不申候

私義竹中故権大夫せかれ二御座候処、安政元年七月権大夫為名跡定番御歩被 召出御切米右之通下之、安政六年十一月奉願前髪柞、同十二月会所御公藏前御番所江御番入被仰渡相勤罷在候処、万延元年十一月六組御歩御雇被仰渡、同年十二月御用相済、文久元年三月重而右御雇御用被仰渡、同月御用相済、同年九月竹沢御屋敷御番所江御番入被仰渡、同二年閏八月公事場留書役加入被仰渡、同十一月右定役被仰渡、同三年十二月多端之御用無懈怠入情相勤候旨ニ而小判壹両拝領被 仰付、慶応二年二月御算用者被 仰付相勤罷在申候

竹中は、明治三年一〇月の時点で年齢が数え年三二歳、したがって『教義新説』と『民権大意』の刊行時点では数え年三五歳ということにならう。この履歴書上では、徒士を振り出しに、公事場の勤仕を経て、『御算用者』<sup>(7)</sup>が最終履歴で、禄高は四〇俵となっている。

「先祖由緒」に書き上げられた歴代の筆頭は、高祖父竹中六大夫（実名相知不申）、延宝七年（一六七九）に切米二五俵で「三拾人組小頭並」で召し抱えられ、その最終履歴は切米三〇俵、「小頭相役」だった。次の曾祖父竹中政大夫（実名相知不申）の最終履歴は、切米三〇俵、「小頭本役」で、高祖父より一歩前進した。その次は、祖父竹中六

大夫忠誨だが、彼は前田美作守の家来鈴木市之丞の倅で竹中家に養子に入り、その最終履歴は切米四〇俵と三人扶持、「御小人頭」に出世している。そして、次が父竹中権大夫忠行で、最終履歴は切米五〇俵、「奥小將付御歩横目」と、さらに出世し、嘉永二年（一八四九）四月に病死している。邦香から数えて五代前に切米二五俵の徒士として召し抱えられ、父の代までの一七〇年間に、禄高は倍の切米五〇俵、役目は奥小姓付きの徒士目付に出世したわけである。

邦香も、先祖同様、徒士の役目で、禄高も父と同じく切米四〇俵から出発している。ただ、「御算用者」となり、藩の算用場に勤務するようになったのは歴代とは大きく異なる点で、藩が存続しておれば、彼が経済・財政方面を担当する下級藩吏として、それまでとは違う竹中家の展開に途を拓いた可能性があったものと考えられる。と同時に、彼がそうした方面の能力を培う実学の徒、少なくとも算勘の才の持ち主であったことを示唆している。もっとも、邦香の母の実家の猪山家は代々「御算用者」を勤める家柄で、彼の算用場転任にはその縁故が作用している可能性も考えられるが、その方面の能力を全く欠いていたのではそれも叶わなかったはずである。

一九〇年かけて辿り着いた邦香の身分、そして彼自身の経歴に垣間見られるその知性のあり様は、この履歴書の提出から廃藩置県を挟んで三年余の後に執筆・刊行された二著の内容を理解する上で、当然、留意しておくかねばなるまい。

維新後の邦香は、どのような経歴を辿ったのだろうか。内藤加我編『耐忍偉業商人立志編』には次のように記載されている。

氏ハ加賀の人なり幼字ハ久之助弘化四年三月を以て生る父を権太夫といひ家世々金沢藩に仕ふ氏生れて三歳輒ち父の喪に逢ふ藩制嗣子十五歳にみちる充たざるものハ禄を給せず親族由て相議して一族某

氏の弟を入て家を嗣がしめんと欲す氏が生母素とより賢貞の聞えあり大ひに之れを患へ其議を廢せんことを乞ふ衆これを聴かず氏が母哀訴して曰く某氏親族と称すといへども數世前に他氏の子を養て家を嗣がしめ血統既に絶ゆ且つ久之助幼なりといへども已に三歳竹中氏の嫡子たりもしこれを廢し他人を迎へて家を嗣がしめハ先人の繼嗣を絶つに似たりこれを如何んと衆皆之れに従ひて止む是れより母親ら漸濯裁縫の業を執り人の為めに賃して以て氏を養ひ辛苦労働至らざるなし藩侯此事を洩聞して深く其貞節を感じ氏をして家を嗣がしめ特に禄を賜ふ時に漸く八歳蓋し異例なりとす氏幼にして穎悟稍長して慷慨の氣節あり年十六にして徵されて公事場留役に任ず公事場ハ即ち刑事局なり特に刑官当を失ひ小吏我意を擅にして公平ならず民往々冤に罹るものあり氏これを患へ建議して言ふ所あり議中徒刑法を用ぬんとの事あり其卓見驚くに堪へたり而して皆省せられず氏時事を痛歎し慨然として一詩を賦す其詩に曰く

目前万事与心違、今是尚同昨日ノ非、满腔熱血洒無所、泣テ向フ春風ニ歌ニ采薇ノ

要路老臣の諸氏此事を聞きて氏が有用の才あるを知り擢て執政執筆と為す此時に当り本藩の刑法中斬首国私禁牢等の諸目あり而して其罪未だ禁牢に当せざる者ハ之れを近隣に付して監守せしめ若し其罪人逃亡するときハ近隣皆其罪に座して禁牢せらる氏即ち議を獻じて曰く本人逃亡の故を以て其監守の人を禁牢する如きハ大ひに本末輕重を失ふ者なり焉從者をして本犯より罪を重くせしむるの理あらんや議論甚だ剗切たるを以て執政遂にこれを納る是に於て氏の名聲噴々一時に高し時に年十有九下つて慶応三年十月征夷大將軍徳川慶喜公政権を解き國勢一変す諸侯順逆を誤るもの多し本藩氏に命じて幾旬に赴かしめ而して上國の事情を探らしむ氏京師に至り諸藩の士

と交りを結び大ひに其事情を審にし以て本藩をして順逆を誤まらざらしめたるハ氏の功頗る大なりと云ふ明治元年閏五月朝廷臣を徴して澤務官に出仕せしむ次で鞠獄月判事となる氏時に大に海軍の拡張せざる可からざるの理を主張し藩主に説ひて毎歳金十萬円を政府に献じ以て軍費に充てんことを勸む藩主之に従ひ表を朝廷に上りてこれを乞ふ朝廷乃ち允す氏功に由りて軍務官判事試補に遷り次で會計課長を兼ね是年十一月氏復た議を本藩に上りて曰く夫れ國家を治むるハ郡県の制より宜きハなし廟堂の議蓋し遂に出でざるを得ず請ふ宜しく速かに藩を解き封土を奉還せん此際諸士皆數百年の慣習に汚染し復郡県の何物たるを知らず氏が議論甚だ時機に挺先するを以て藩人挙て其異論を怪しみ漸く氏を疎するに至る然るに明年に至りて薩長土肥首として版藉を奉還し諸藩亦之に倣ひ辛未七月遂に列藩を廢して悉く県と為す氏嚮きに唱ふる毫も違ふ所あらざるを以て諸人始めて其先見に服したり同二年三月車駕東下するに及び氏亦扈從して東京に来る同年六月官を辭し家族を携へて再び京に至る三年四月復た徴されて京都府大屬となり次で権典事に遷る五年九月日田県に転し十二月辭して東京に帰り家居す此時に際し京都府に一狂生あり參事某を刺さんことを謀りて事露ハる氏亦嫌疑を蒙り吏の訊問を受け遂に獄に下る尋て本県に護送されて謹慎を命ぜらる既にして免を得たり六年十一月復た徴れて司法省大解部と為る七年二月江藤新平平島義勇等の諸士佐賀に抛て乱を作す官兵を發してこれを討つ是れ佐賀の役なり同三月江藤等軍敗れ縛に就く司法省臨時裁判所を開き以て兇徒を処分す氏亦同所出仕の命を受け談論頗る効を助く九月氏復吏議に懼り同省に拘留せられ遂に專斷の罪を犯すを以て官を免じ禁獄せらる、もの七十日十二月満ちて免さる然れ共氏已に世事に倦み以て故國に退隱せんと而して帰郷の策を決す八年一月參議

某公氏が奇壁を懷き一旦田野に埋没して其先輝を失はんことを惜み書を作りて氏を迎へ其帰田を諭す氏之に従がふ時に公大ひに悦び謂て曰く予今幸に予が言に従ふ之れ何の慶に堪へざらん余今足下に托せんとするの事あり乞ふこれに従事せよと氏乃ち諾す公曰く客歳十一月小野商会閉舖以來財政大ひに困む三井商会も又今にして其法を革めすんば恐らくハ其覆轍を踏む余これを患ふること久し以て之れを托するの人才を得んと欲す足下幸に三井商会に入り敢て釐革の勞を取らバ幸甚之れに増さんと氏決然犬馬の勞を尽くさんことを誓ふ氏はに於て三野村利左衛門氏等と相謀りて改正の事に従ひ數月にして功成る三井組を改めて三井銀行と為す是れ實に氏が理財社会に入るの始めとす時に三井八郎右衛門氏東京商社の頭取たり偶々商社商行社と紛議を起し數月を閲して解けず東京商社ハ即ち兜町米商会社にして商行社ハ蠣殼町米商会社なり其勢熾益々熾なるを以て八郎右衛門氏を要してこれを治めんことを需む氏奮然振つて之れに臨み一言以て事を弁す乃ち止むに及んで衆氏を欣慕して已まず終に推して東京商社副頭取となす是より先き商社の役員と為る者皆多少米を売買せざるなく或ハ損失に陥り会社の証拠金を私用する等弊害百出言ふべからざる者あり氏副頭取に任じ務めて此弊害を除き面目大に改まる或人氏に戯れて曰く米商会社の役員にして米を売買せざる者ハ恰も少年壯子か終日処女と対坐して戲言を發せざるが如しと蓋し其成し難きを言ふなり氏笑つて曰く我能く処女の手を引かざる能はずと雖も寧ろ米を売買するを好まずと氏此に入社せしより以来已に數年然れども未た一粒の米を売買せず常人の及ばざる所其志を立つる堅確にして能く外物の為めに枉げざること大概此の如し明治九年官米商會社條例を布く即ち東京商社を改めて米商會社と稱す會社嘗て金四十萬円を大藏省に借る氏夙夜苦慮以て返償の道を求め遂に

十三年に至て完納せり衆益氏を敬服す九年株式取引所の起るに及び氏亦其主唱者となり頗る力も遂に推されて役員となる尋て有志者相謀りて商法会議所を設く氏発起者の一人に居る同十二年欧米の法に倣ひ共立会社を設け薪炭等日用の物品を販売す人皆これを使と為す氏其頭取たり氏容貌温雅又克く語談す平居読書を喜ひ又詩作を好む嘗て国文社を設け印刷の業を盛んにし斯文の隆興を助く又古人の遺書を蒐輯して叢書を刊行し大日本野史の印本なきを憾みてこれを出版し及び白石社を設けて新井君美氏の遺言を刊行する等大に文教に力む又民権大意の著ありて世に梓行せり然れども君の常に力を用ゆること多くハ理財にありと云ふ

また、大植四郎編『明治過去帳』にはこうある。<sup>(10)</sup>

水産伝習所主事 石川県士族旧金沢藩士竹中権太夫の長子にして初称久之助、名は衷、天保五年生る歳十六公事方と為り刑律上に献策する所あり多く用ゐらる廿歳藩命を以て京都に出づ明治維新の後武島新次郎、大田黒亥和太等と軍務官判事試験を拜命次で刑法官京都大阪各裁判所等に歴補五年司法省八等出仕に転じ六年頃司法大解部に任じ八年罷む是歳三井組に入り十一年米商会社頭取に挙げらる又夙に活字版に志し国文社長と為り盛に典籍を刊行し大槻如電等と白石社を建つ後同郷岡沢某と協力水産伝習所を設け主事或は教員と為り廿五年朝鮮に渉る通漁事情の著あり廿九年四月廿二日釜山浦に歿す年五十五(墓誌)

前者は本人の述懐などを記者がまとめたものであろうし、後者はその没後に「墓誌」などを参考に記述されたものと考えられる。したがって、いずれもその取り扱いは慎重を期さねばならないが、前出の猪山家に残された書簡などに記された邦香の動静と照合しつつ、維新後の邦香の経歴を追跡してみよう。

幕末の邦香の経歴について、『耐忍偉業商人立志編』は「公事場留役」<sup>(11)</sup> ついで「執政執筆」(祐筆の誤りか)になったとあるが、前出の履歴書上で確認できるのは前者のみである。また、両書とも、幕末に邦香が「藩命」(『耐忍偉業商人立志編』では大政奉還後の京都情勢の探索)を受けて上京したとするが、履歴書上では確認できない。もつとも、彼の報告の有無や内容の如何にかかわらず、加賀藩の藩論は討幕派に直ちに与するようなものとはならなかった。<sup>(12)</sup>

慶応四年(一八六八)七月、従兄弟の猪山成之が藩主世子前田利嗣の会計係としてその上京に随従するが、そこで成之ははからずも新政府の軍務官会計方に任せられ、邦香はその縁故で軍務官に出仕することとなる。<sup>(13)</sup>

『耐忍偉業商人立志編』の記述によれば、邦香は、明治二年(一八六九)六月に辞任するが、翌三年(一八七〇)四月には京都府大属に返り咲き、ついで同五年(一八七二)九月に日田県へ転任すると、同年十二月には再び辞任して東京へ出る、ということになっている。しかし、軍務官を免官となったのは間違いないが、五年八月二日付の猪山家書簡によれば、同年八月の時点で、金沢に帰郷していた邦香が成之から旅費などを借金して東京に出て、獵官運動を行っており、<sup>(14)</sup> どうも軍務官免官後の履歴に関する同書の記述をそのまま信ずるわけにはいかないようである。

さらに、五年一〇月一九日付の猪山家書簡によれば、東京での運動は功を奏し、邦香は司法大輔福岡孝弟らの「引き」で司法省に出仕している。<sup>(15)</sup> したがって、『耐忍偉業商人立志編』には同六年(一八七三)一月に「司法省大解部」に任官したことになっているが、大解部への就任時期はともかく、司法省への出仕は、邦香が東京に出た五年八月後半以降、同年一〇月半ば以前のはずである。邦香を司法省に引いた福岡が、

五年八月一三日付で文部大輔から司法大輔に転じ、六年十一月一〇日付で免官となつてゐることも、この推定を裏付けられると思われる。

邦香は、前出の『民権大意』の呈辞で自分の肩書を「大解部」と記しており、少なくとも、この呈辞の日付である六年二月三十一日以前には、司法省の大解部の職に就いてゐたことは間違いない。明治五年八月三日付で制定された司法省の判事職制によれば、大解部は同省八等出仕の相当官となつてゐる。<sup>18)</sup>つまり、『教義新説』と『民権大意』の刊行時点で、邦香は司法省八等出仕で大解部の判事だったのである。

両書刊行後の履歴は、随分と波乱に富むものだったようである。『耐忍偉業商人立志編』によれば、明治七年(一八七四)九月に逮捕され、免官の上、同年一二月まで投獄されたという。また、『明治過去帳』にも明治八年(一八七五)に免官とある。これらを信ずるとすれば、両書刊行からほどなく、邦香は免官となつたようである。その後は、三井云々の話はさておき、理財の才を生かして実業の途に就いたことは間違いないからう。そうでなければ、『耐忍偉業商人立志編』が彼をとりあげるはずはあるまい。

邦香は、旧藩時代に公事場と算用場に勤仕しており、法曹と理財家という彼の経歴を交互に彩る二つの顔は、そこでの経験を揺籃期としていたと見て差支えなからう。邦香は、明治一九年(一八八六)一〇月に『公証人規則釈義』という著書を刊行しており、実業の世界に転じた後も、法曹としての面をしばらくは保ち続けていたことがわかる。また、日頃漢詩文に親しみ、古典籍類や新井白石の著作などの刊行に尽力したという。こうした教養がその著作に投影していることは、以下で紹介するその内容に示されていよう。

これを要するに、『教義新説』と『民権大意』の両書は、実学、少なくも算勘の才を求められる理財家としての途を歩みかけた経歴をもつ、

司法省八等出仕で大解部の判事である竹中邦香が、その和漢の古典に関する教養や、法曹としての見識を背景に、教導職を主な対象として著したものである、と言つてよからう。

以下、それらの内容について、検討を試みよう。

## 二 『教義新説』の国制論

まず、『教義新説』の内容について、その国制論を中心に検討して行こう。同書は次の五章からなる。

- 一 国ニ教無カル可ラザルノ説
- 二 人教ニ由ラザル可ラザルノ説
- 三 精魂ノ来ル処講セザル可ラザルノ説
- 四 教モ亦術無ル可ラザルノ説
- 五 教ヲ弘ルハ其人ニ存スルノ説

本書出版以前に、教部省は、明治六年(一八七三)二月八日付の教導職宛の達で、次のように布達している。<sup>20)</sup>

今般別紙兼題相設候条全国一般教導職へ布達可有之候事

明治六年二月八日

教部省

教導職中へ

兼題 文体ハ和漢雅俗ヲ論セズ  
一向ニ章ノ達スルヲ要ス

- 一 神徳皇恩之説
- 二 人魂不死之説
- 三 天神造化之説
- 四 顕幽分界之説
- 五 愛國之説
- 六 神祭之説
- 七 鎮魂之説
- 八 君臣之説
- 九 父子之説
- 一〇 夫婦之説
- 一一 大祓之説

右題辭之通大講義以下毎月右一説ツ、講録本省工可差出候訓導以下ハ教院ニ於テ批評可致事

但各大区請持ノ教正ヨリ取纏メ可差出事

ここでは、説教の内容を一一説の「兼題」に定め、大講義以下の教導職に対し、毎月一説ずつ、その講義録を作成し、各大区ごとに担当の教正がとりまとめ、教部省へ提出し、また訓導以下の説教については各教院で「批評」するよう指示している。

一一説の内容は、第五説のテーマが「愛国」となっているほかは、神道の教義や祭式、近世以来の儒教的倫理に関するものである。

しかし、教部省は、翌七年（一八七四）五月九日付の府県宛の達第一四号で、教導職の説教活動の手引きとなる説教テキストの出版に関して、大教院が神道各宗教導取締宛に同月三日付で出した布達を引用して、教導職以外の者がその出版を望む場合も、大教院の布達の趣旨に準ずるよう指示した。教部省の達引用された大教院の布達は次の通りである。<sup>(21)</sup>

十一説十七説兼題講録ノ儀ハ教導職ヲ試ル設ニシテ上木セシムルノ旨趣ニ無之候処往々上木出願候者モ有之候条自今右上木ノ儀ハ各地中教院或ハ教導取締ニテ検査ノ上其秀特ノ者ノミヲ撰ミ添書ヲ以本院へ可相廻此旨相達候事

さらに、教部省は、同年九月二〇日付の府県宛の達第三九号で、神道諸宗管長から申し出のあった教導職試験課程の改正を聞き届けたことを布達し、別紙として同課程を添付している。そこに、前引の大教院の布達に登場する一七説が次のように列挙されている。<sup>(22)</sup>

- 一 皇国々体説
- 二 道不可変説
- 三 制可隨時説
- 四 皇政一新説
- 五 人異禽獸説
- 六 不可不学説
- 七 不可不教説
- 八 万国交際説
- 九 国法民法
- 一〇 法律沿革説
- 一一 租税賦役説
- 一二 富国強兵説
- 一三 産物製物説
- 一四 文明開化説
- 一五 政体各種説
- 一六 役心役形説
- 一七 権利義務説

この一七説のうち、明らかに、国体論の系統に属するものは第一・二説のみで、第三説以下は、国制をも含む近代化への改革を肯定的に理解

させる方向へと、教導職の説教の中身を誘導しようとする狙いを看取し得るものとなっており、先の一説とは随分様変わりしている。

ところで、「教義新説」の出版は、この布達以前であり、その章立ても一一説や一七説に即したのではなく、前掲のような五章立てになっている。<sup>(23)</sup>

前述したように、「民権大意」の方の前田利麿への呈辞が明治六年二月三十一日付であり、また両書がともに翌七年三月刻成であることを考え合わせると、両書とも六年末までに脱稿された可能性が高いと思われる。もつとも、「教義新説」の出版官許が「民権大意」よりも一ヶ月遅れの七年二月であることを勘案すると、「教義新説」の方がやや遅れて脱稿し、そのために出版許可の申請が遅れた可能性も否定できない。その場合でも、「民権大意」の方は六年中、遅くとも同年末までに、「教義新説」の方は六年末、遅くとも七年初頭までに脱稿したものと考えるべきだろう。

これを要するに、竹中が両書を執筆するにあたって、規範たり得た法令や、参照し得た文献は、遅くとも明治六年末までのもの、と考えられるのである。以上を前提として、「教義新説」の内容を見てみよう。

同書は、その第一章で、「国」に「教」がなくてはならない理由が説かれることから始まる。

「国」を維持するためには、「教」がなくてはならない。

凡此国ヲ維持スルニハ。必ズ教無ル可ラズ。

その「教」の中身は、「勸善懲惡」に止まるものではなく、人民に対して、「国体」を立て、彼らが生存する所以を知らしめることでなければならぬ。

蓋教トハ畜ニ勸善懲惡ニ止メテ。以テ足レリトスルニアラズ。民ヲシテ此国体ノ得テ立チ。此生命ノ得テ存スル所以ヲ知ラシムルニ在リ。

「教」の目的は、人民を善人にするだけに止まらず、彼らが自分たち自身の幸福を全うするために、政府と共に「皇国」を保つようにすることにある。

原ト教ヲ布クノ用タル。民ヲシテ善人ナラシメント欲スルノミナラズ。其幸福ヲ全フスル事ヲ得セシメ。以テ政府ト共ニ。我ガ 皇国ヲ保タンガ為メナリ。

人の「性」は、是非を判断し、善を好み、悪を憎む、生得・天然の「情」を備えるが、(社会生活の中でそれを發揮する上で必要な) 智慧の能力は均一ではない。しかも、「不羈自在」、つまり自由を求める「情」の方は、万人共通で差がなく、是非の判断も自由に行おうとする。それを「政令」や他人が抑制することはできない。

夫人ノ性タル生ナガラニシテ是非ノ心已デニ存シ。善ヲ好ミ惡ヲ惡ムノ情。天然備ルト雖モ。自ラ智慧ノ別アツテ均一ナラズ。惟不羈自在ニシテ。妨碍ナキ事ヲ楽ムノ情。則自由ニ至テハ。千万人ト雖モ殊別アル事ナシ。而シテ其情タル。本ト是天授ニシテ。政令以テ之ヲ矯スル事能ハズ。又其情タル人々胸臆ニ感スル所ニシテ。他人以テ之ヲ制スル事能ハズ。故ニ其心ノ帰嚮スル所モ。亦人々已レガ是トスル所ニ信セテ。不羈自在ナラン事ヲ欲スルモノニシテ。亦政令ト他人トノ能ク抑制ス可キモノニアラズ。

人民を抑制するのではなく、自然に彼らを政府の意向に従うようにさせ、しかも彼らが自由であるとの思いを抱かせる。

已ニ抑制ス可ラザルノ情ヲ存スル人民ヲ率ヒ。拘束羈縻ノ制ヲ為サズシテ。人民自ラ知ラズ識ラズ。政府ノ意ノ在ル所ニ嚮ハシメテ。以テ共ニ我ガ 皇国ヲ保ツベキ。治安ノ術ニ由ラシメ。却テ民ヲシテ。親ラ自在ヲ得シノ思ヲ。生ゼシメント欲ス。

しかし、これは至難の技であり、とりわけ国防となると、生死がかか

つてくる場合もある。

是固ニ已ニ難シ。況ヤ復タ国ヲ守リ。侮ヲ禦グニ当テヤ。事ニ難易アリ。勢ニ緩急アリ。其難ク且急ナルニ臨デハ。死以テ之ニ処セザルヲ得ザル事アリ。

人は皆、生を愛し、死を憎む。自由を求める「情」も、そこから生ずる。この生を愛する人民を死地に赴かせるのは至難の極致である。

人誰カ生ヲ愛セザラン。誰カ死ヲ憎ザラン。不羈自在ヲ樂フノ情モ。亦此外ニ出デズ。已デニ生ヲ愛スルノ民ヲ驅テ。死地ニ赴カシメントスルノ時アラントス。難キノ極ト謂フベシ。

それを可能とするのは、人民の確信以外にはない。

其難キノ極ヲ為ント欲スルヤ。民ノ信スル事確ク。帰スル事一ナルニ非ンバ。豈敢テ之ヲ能センヤ。

では、一体、何を確信させれば、それが可能となるのか。それは、神を信じ、君を奉じ、「報本反始」の理を知らしむることである。

何ヲカ信ズルノ確キト謂フ。死生式ハズ。唯神之レ頼ルノ神教要旨ニ在リ。何ヲカ帰スルノ一ナルト謂フ。患難遯レズ。唯君之レ奉スルニ在リ。何ヲ以テカ此域ニ導カン。報レ本ニ反レ始ニ同ノ理ヲ知ラシムルニ在リ。

「報本反始」の理とは何か。それは、勸善懲惡の統治技法のみでは到底及び得ないものである。孔子の「仁義」や釈迦の「玄妙」に依らず、勸善懲惡を全うし得る。湯武放伐を肯定したり、世俗の倫理や義理を否定することを戒律にしたりするようなことは、わが国では認められない。それは、彼我の国体、「本始」を異にするからである。

爰ニ至テヤ畜ニ勸懲ノ術ノミノ能ク及ブ所ナランヤ。今夫孔子ノ言ノ如キ。仁義ヲ宗トスルニ非ルハ無ク。釈氏ノ説ノ如キ。玄妙ヲ旨トスルニ非ルハ無ク。従テ勸懲ノ義悉セリトス。然ドモ其湯放桀



ヲ武討<sup>レ</sup>ツ<sup>レ</sup>糾<sup>ラ</sup>ヲ不可トセズ。或ハ倫ヲ絶チ義ヲ断ツヲ戒律トナスガ如キ。彼ニ在テハ或ハ可ナラン。我ニ在テハ甚不可トス。其然ル所<sup>レ</sup>以ハ。彼我<sup>レ</sup>国体ヲ異ニシ。本始ヲ殊ニスルガ故ナリ。

では、その「本始」とは何か。それは、万世一系の皇統を奉戴し、君臣不易を貫いて今日に至っていることである。

然バ則我ガ本始ト称スルハ何ゾヤ。抑我ガ 皇国ハ。東海ノ一孤島タリト雖モ。万世 一君。神武天皇紀元ヨリ。二千五百三十三年ノ間。時運ノ盛衰治乱アリト雖モ。未ダ曾テ神器ノ一日。奸臣賊民ノ手ニ落玉ヒシ事ナシ。

これは、目まぐるしく王朝が交替する国などとは雲泥の違いであるが、到底偶然や人力のなせるものではなく、「天授」の賜物である。すなわち、天皇と臣民の関係はともに天祖が定めたものであり、決して「威力」によって制せられたものではないのである。

之ヲ羸<sup>レ</sup>躓<sup>レ</sup>割<sup>レ</sup>倒<sup>レ</sup>ノ国ノ如キニ比スレバ。其ノ霄壤如何ゾヤ。真ニ是<sup>レ</sup>天授ニ非ンバ。偶然ニシテ得ベキニ在ラザルナリ。則其此ノ如クナル所以ハ。我 皇上ノ天位ハ。実ニ天祖ノ授ケ玉フ所ニシテ。決シテ人力ヲ以テ得シモノニアラズ。我臣民モ亦天祖ノ定メ玉フ所ニシテ。決シテ威力ヲ以テ制セシモノニアラズ。

この「本始」により、わが皇国の国体は、天祖天神が冥護する万世不朽の立君体なのである。

然バ則我 皇国ハ。儼然タル万世不朽ノ立君体ニシテ。此国体ノ得テ立ツ所以ハ。天祖天神ノ冥護ニ由レバナリ。

それ故、「政」の第一義は、天皇が国体の冥護者である天祖天神の祭祀を行うことなのである。

故ニ 聖上親ラ。其冥護シ玉フ天祖天神ヲ祭り玉フヲ以テ。政ノ第一義ニ措ル、事。朝廷ノ典故ニシテ。歴朝ノ作法ニモ。先神事。後他事トアル事。古典ニモ見エ。此義今日ニ於テモ変更アル事ナシ。

是<sup>レ</sup>則<sup>チ</sup>幹ヲ肥サント欲シテ。根ニ培フガ如ク。理洵<sup>ト</sup>ニ然ラザルヲ得ザルナリ。

「教」の基本は、この祭祀を第一義とする「政」によって、人が生存し得ているという道理を、人民に知らしめることである。

唯<sup>レ</sup>人民ハ。智者少クシテ愚者多キガ故ニ。今日生命ヲ存スル所以ハ。此祭ヲ以テ第一義トスル所ノ。政アルニ由テ。全ヲ得ル事アリト謂フノ道理ヲ解セズ。猶ホ魚ハ水ニ依テ生活スルト雖モ。自ラ水アル事ヲ知ラザルガ如シ。魚水ヲ離レバ忽チ死シ。民政無レバ忽チ乱ル。此理ヲシテ預<sup>メ</sup>民ニ知ラシムルヲ以テ教ノ本トス。

では、どうすれば、この道理を人民に知らしめることができるのか。人には、善を好み、悪を憎む「情」が備わっているが、これは欲望に惑って喪失する場合がある。しかし、「不羈自在」、つまり自由を求める「情」の方は人から終身離れることがない。この終身不離の自由を求める「情」に訴えて、人民に説くのが最上の方法である。

然バ則之ヲ知ラシムルニ如何シテ可ナラン。曰。人ノ善ヲ好ミ惡ヲ惡ムノ情モ天性ナリ。不羈自在ヲ樂ノ情モ亦天性ナリ。然ドモ善ヲ好ミ惡ヲ惡ムノ情ハ。事物ノ欲ニ触レ時トシテ喪<sup>フ</sup>事アリ。不羈自在ヲ樂ノ情ハ終身離ル事ナシ。終身離ル事無キノ情ヲ遂<sup>フ</sup>ント欲セバ。時トシテ喪<sup>フ</sup>事アルノ情ヲ。喪ハザラシムルニ在リト雖モ。之ヲ喪ハザラシムルニハ。離ル可ラザルモノニ。離レザルノ道ヲ以テスルニ如カズ。

この「不羈自在」、つまり自由を求める「情」は、「政府」がなければ遂げられない。「政」の根本は、人の「不羈自在」、つまり自由の「権利」を保護し、他人にそれを侵害させないようにすることにある。この「政」を執るのが天皇であり、その皇位を授けているのが天祖である。天祖がそうしたのは、天皇に人民の幸福と安全を保護する「政」を行わせるた

めである。

何ヲカ離ル可ラザルモノニ離レザルノ道ト言フヤ。曰。人此ノ不羈自在ヲ樂ノ情アリト雖モ。之ヲ遂シメントスルノ政府ナクンバアル可ラス。蓋政ノ根基ハ。人ノ此ノ不羈自在ノ權利ヲ保護シ。他人ヲシテ此權限ヲ侵サ、ラシムルニ在レバナリ。其政ヲ秉ル者ハ誰ゾ。

皇上ナリ。其 皇上ノ天位ヲシテ。万世不拔。皇統連綿。海外各邦。目ケテ君子國ト称スルニ。至ラシムル者ハ誰ゾ。則天祖ノ神靈冥々ノ中ニ擁護シ玉フニ由ル此天祖ノ神靈 皇上ノ天位ヲ擁護シ玉フ所以ハ何ゾ。則人民ノ離ル可ラザルノ情ニ離レザラシムルノ政アラシメンガ為メナリ。其離ル可ラザルノ情ニ離レザラシムル所以ハ何ゾ。則民ノ幸福ト安全トヲ保護スルノ本源ナリ。

それ故、人民が幸福と安全を得られるのは政府の保護があるからであり、その政府が成り立つのは国体が保全されているからであり、国体が保全されているのは万世一系の天皇が君臨するからであり、天皇が万世一系たり得るのは彼が天裔であり、天祖の擁護があるからである。

是故ニ人民ハ我が幸福ト安全トヲ得ルハ。政府ノ保護アルニ由リ。政府ノ立ツ所以ハ。国体ノ全キニ由リ。国体ノ全キハ。万世一系タル 皇上ノ在スニ由リ。万世一系ナル所以ハ 天祖ノ天裔ニシテ。又其擁護シ玉フニ由ル。

つまり、人民が幸福と安全を得られる根源は天祖の靈徳である。この理を、人民に知らしむるならば、人心は自ずと帰一しよう。人々が国体の成り立ちと人民の生存の所以を理解し、君民が一心となれば、この「国」をどう維持するかに悩んだり、外国の侵略を恐れたりすることはなくなる。ここに、「国」に「教」がなければならぬ理由がある。

然バ則人民ノ幸福ト安全トハ。根サス所。天祖ノ靈徳ニ由ル事明ケシ。已デニ此理ヲ知ラバ。人民ノ仰テ以テ心ヲ帰スル所。爰ニ

ナラズシテ復タ何か有シ。是之ヲ国体ノ得テ立チ。生命ノ得テ存スル所以ヲ知ル者ト謂ベシ。寔ニ此ノ如クナレバ。君民心ヲ一ニスルモノニシテ。一心ニシテ以テ。治安ヲ謀ルニ。何ゾ此國ノ維持ヲ慮ン。何ゾ海外ノ冠讐ヲ怕ン。然ジテ其爰ニ導クモノハ教ニシテ。国。教ナクンバアル可ラザルノ説。由テ起ル所以ナリ。

ここでの論理は、言うなれば、啓蒙に国体論を接ぎ木したようなものである。生存への執着という、時空、つまり国家や歴史の違いを超越した、人間の生物的ないし生理的、つまり自然的存在としての面に根ざす普遍的契機を第一原理とし、そこから直截的に発生する自由への欲求を不変のものとし、これを保護するために政府が存在する、という具合に論を展開するやり方は、啓蒙に特有のものである。

この土台の上に、T・ホップズの王權神授説もどきの解釈を施された国体論が接合されている。万世一系・君臣不易は偶然ではあり得ず、ここに皇位が天授のものである証明がある、というのである。たしかに、偶然性の自覚的措置は運命の自得となる。問題はその先の、天祖が皇位を授け、擁護するのは、自由の権利を保護する政治を天皇とその政府に行わせるためだ、とする点である。国体論の儒教流の解釈なら、ここに君主の仁慈と臣民の忠誠を対偶させた仁政論がおさまるところだし、頑固な国学流であれば、それすら欠いて、神に跪くと同様の、臣民のひたすらなる服従を説くことになる。それらに対して、ここでは、社会契約論の発想に立つ、言わば天の配剤をそこに介在させているわけである。ここまでのところでは、本書の国制論は、まさしくホップズ紛いの絶對君主制の「啓蒙」的擁護論という性格のものとなろう。はたして、そのか。第二章では、本書の国制論がその全貌を現してくる。

その冒頭で、人に「教」が必要である所以が説かれる。自由を放任す

れば、善を好み、悪を憎む「性真」を喪失して、結局、「不羈自在」、つまり自由の「権利」も保持し得なくなる。そこで、勸善懲惡の統治技法が登場する。また、人は生を愛し、死を憎むが、その生死は天に關わる。それ故、天を信じて、その生死を天に委ねるようにさせるには、第一章で述べた天についての「教」を信じさせ、それに依らしめるようにさせねばならない。

人ノ世ニ在ル不羈自在ヲ樂フノ情ハ。離ル可ラザルモノト雖モ。甚キニ過グレバ。遂ニ善ヲ好ミ惡ヲ惡ムノ性真ヲ喪フニ至ル。一タビ之ヲ喪ヘバ放僻邪侈。至ラザル事無フシテ。憲法ニ触レ。我樂フ所ノ不羈自在ノ權利モ。亦從テ保ツ事能ハズ。是勸善懲惡ノ由テ出ル所ナリ。況ヤ人世生アレバ必ズ死アリ。死ヤ憎ムベク。生ヤ愛スベシ。然ジテ其生ヲ冀ルヤ。已デニ天ニ係ル。其死豈是天ナラザルヲ得ンヤ。而シテ生死之ヲ天ニ信セ。自ら敢テ式ガハザラシメント欲スルニハ。民ヲシテ此教ニ由ラシメザルヲ得ザルナリ。それには、どうすればよいか。それは、天祖の靈徳を祖述することである。

何ヲ以テカ此教ニ由ラシメン。天祖ノ靈徳ヲ祖述スルニ在リ。以下、その祖述の中身が示される。

天祖が天皇に皇位を受け、擁護するのは、人民の幸福と安全を保護させるためである。天皇がその保護のために用いる賞罰は、その理由や内容・方法などが明白なものであり、天祖や神靈が下す眞賞・眞罰とは區別される。

夫天祖ノ我 皇位ヲ擁護シテ。政ヲ統サセ玉フ所以ハ。 皇上ヲシテ。人民ノ幸福安全ヲ。昭々ノ中ニ保護シ。其保護ノ術ニ用フル所ノ賞罰モ。亦止ダ昭々ノ中ニ施サシメ玉フノミ。其冥々ノ際ニ賞罰ヲ施シ玉フハ。天祖在天神靈ノ親ヲシ玉フニ係レリ。

政府の「治法」、つまり統治制度は、人民の権利、生命や私有財産を保護するために、予め人民と約束して憲法を制定し、「上下」、つまり君主と人民がともにこの憲法の規定の範囲内であると定められたものである。この憲法が制限するものは、人々の言動であつて、思想の中に止まるものは自由の権利に属し、政府はその内容の是非を問うことはできない。その是非の判断と、それに伴う賞罰は、神靈の手に委ねられるものである。

如何トナレバ。原ト政府ノ治法タル。人民ノ權利ト。生命ト。私有トヲ保タシメンガ為メ。予メ人民ト約束シテ。憲法ヲ立テ。上下共ニ此憲法ノ範圍中ニ在ルモノトス。然ジテ其憲法タルヤ。人々已デニ言ニ発シ形ニ見ル、以上ノ制限ヲナスモノニシテ。未ダ思想ニ在ル以内ハ。己レ自由ノ權中ニ屬スルモノトスルガ故ニ。政府ト雖モ其權中ニ突入シテ。思想ノ可否ヲ糾正スル事ヲ得ザルナリ。是ニ於テ神靈之ヲ冥々ノ際ニ鑑ミ。苟クモ思想善ニ係レバ。神靈ノ保護アリテ其思ヲ遂ル事ヲ得。思想惡ニ係レバ。神靈ノ冥罰アリテ其思ヲ遂ル事ヲ得ズ。蓋言ニ発シ形ニ見ル、ヤ已デニ昭々ニ屬シ。其思想タルヤ。仍ホ冥々ニ屬スレバナリ。

したがって、人は、「不羈自在」、つまり自由の「権利」を守ろうとするならば、政府の憲法に触れるような言動をしてはならず、また神意に背くような心を抱いてはならない。

是故二人我が離ル可ラザルノ情(則不羈自在ヲ樂フノ情)ニ離レザラント欲セバ。政府昭々ノ憲法ニ触ル、事ヲ。為ス応ラザルノミナラズ。在天冥々ノ神意ニ乖ク事ヲ為ス応ラザルナリ。

どうすれば、神意に適うのか。それは、君臣・父子・夫婦の倫理を明らかにすることである。そのためには、それぞれの「職」を尽くす、つまりそれぞれの長上に「事フル」、すなわち服従・奉仕しなければなら

ない。そうすれば、神はそれを賞し、人は「不羈自在」、つまり自由を永く享受し、生きては身の栄達を遂げ、死しては魂を靈明にすることができる。

何<sup>イカニヤ</sup>シテカ真意ニ乖カザルト言フベキ。心術ヲ正スルニ在リ。至誠ヲ推<sup>オシ</sup>スニ在リ。倫理トハ何ゾヤ。所謂君臣。父子。夫婦。其最も大ナルモノナリ。其倫理ヲ明ニスル道如何。各其職ヲ尽スニ在リ。職トハ何ゾヤ。子ト為テハ父ニ事フルノ職アリ。臣ト為テハ君ニ事フルノ職アリ。婦ト為テハ夫ニ事フルノ職アリ。善ク君ニ事フルノ職ヲ尽シテ。父ニ不孝ナルモノアラズ。善ク父ニ事フルノ職ヲ尽シテ。君ニ不忠ナルモノアラズ。已<sup>ス</sup>デニ忠ニシテ且孝ナラバ。明倫ノ事至レリト謂フベシ。洵<sup>マコト</sup>ニ克<sup>ヨク</sup>ク此ノ如クナラバ。如何ゾ神之ヲ賞セザラン。神之ヲ賞セバ。則チ永ク不羈自在ヲ樂ノ情ヲ保ツ事ヲ得。生テハ以テ身ヲシテ顕榮ナラシム可ク。死テハ以テ魂ヲシテ靈明ナラシム可シ。

人がその「職」を尽くすためには、その根本を知らなければならぬ。その根本とは、天祖が人を生まれさせたのは、暖衣飽食させるためではなく、天皇が君臨する政府とともに、皇国を守らせるためである。この天意を知らないのは、天皇に対して不忠であり、天譴は免れ難い。天譴を免れようとするならば、天皇を奉戴して、皇国を守るための政府の統治施策に従わねばならない。

然而<sup>ニ</sup>ジテ其職ヲ尽サンニハ。本根ヲ知ラズンバアル可ラズ。本根トハ何ゾヤ。抑天<sup>ソノ</sup>ノ己<sup>オノ</sup>レヲ生スル。止<sup>ト</sup>ダ飽食煖衣ナラシメンガ為メニアラズ。天祖ノ天裔タル。我が 皇上ノ君臨シ玉フ政府ト。共ニ力ヲ戮<sup>オス</sup>セテ。以テ此ノ 皇國 守ラシメンガ為メナリ。若シ其心敢テ不善ナラズト雖モ。此天意ヲ知ラザル者ハ。己<sup>オノ</sup>レガ生ラ稟タル源ヲ知ラザル者ニテ。則 皇上ヘ対シ奉リ不忠ト謂フベシ。已<sup>ス</sup>デニ 皇

上ヘ対シ奉リ不忠ナル者ナレバ。其 皇上ノ天祖タル。在天神靈ノ譴責。争<sup>イカ</sup>デカ能ク免ル、事ヲ得ンヤ。故ニ此譴責ナカラン事ヲ欲セバ。善ク我が 皇上ヲ奉戴シテ。此 皇國ヲ守ルガ為メノ。政府治安ノ術ニ遵<sup>シテ</sup>ハザル可ラズ。

「国」は家、家は身の、それぞれ安泰をもたらす。一身一家が安泰ならば、人民は限りなく幸福であり、「不羈自在」、つまり自由の「権利」を伸ばすことができる。

国已ニ安ケレバ家安ク。家安ケレバ身安シ。一身一家安ケレバ。則民ノ限りナキ幸福ニシテ。幸福アツテ而後。不羈自在ノ權利得テ伸ベシ。

これが祖述されるべき「教」の中身である。それは、前段と後段に分かれる。

前段ではまず、実生活上の賞罰と天祖・神靈が下すそれとが區別される。実生活上のそれは、政府と人民が予め取り決めた憲法の範囲内で行われるものだとする、立憲政体論に立った説明がなされる。そして、政府と天祖・神靈の管掌区分が人の言動と思想との間にあることが説かれる。

そこから後段に入り、思想の領域で倫理を遵守する意義が述べられる。すなわち、君臣・父子・夫婦の間で長上に服従・奉仕して、自己が明倫たることを示して天譴を免れることが、自由を享受し、現世での身の栄達と冥界での魂の靈明を得る途である。倫理の実践の根本は、天祖が人を生まれさせたのは皇国を守らせるためだから、結局、政府の統治施策に従うことだとされる。

立憲政体論や思想の自由の絶対性を説く前段での議論と、倫理の中身が儒教流の忠孝などであり、政府への服従を説く後段での議論とは、明らかに矛盾している。ただし、後段の議論は、前段で絶対に自由だとさ

れ、政府がその「権利」の中に「突入」して、その中身を「可否」することは許されないと断じたはずの、思想の中身がこうあらねばならないと説かれているからである。もつとも、本書は、こうした思想の「善導」を、権力的手段ではなく、あくまで「教」によつて行うべきだとの立場にある。第二章はこう締め括られている。

民ヲシテ好ク此理ヲ曉ラシメンニハ。教ニ非レバ能ハズ。民ノ此理ヲ曉ラント欲スルニハ。教ニ由ラザレバ能ハズ。此理ヲ曉ラシテ。勸懲ノ效始メテ見ル可キナリ。

第一・第二兩章を通して見られる本書の国制論は、こうなる。まず、啓蒙の発想を根底に置き、社会契約論、さらには立憲政体論を採り、とりわけ思想の自由を政府の権力の及ばない絶対的な聖域とする。その上で、これに国体論が言わば接ぎ木される。すなわち、わが皇国の国体は、天裔なるが故に、天祖・神靈が擁護する万世一系の皇統の天皇を奉戴し、君臣不易を貫く、万世不朽の立君体である。この天皇が君臨する政府への服従は、絶対の倫理的要請ではあるが、神判のみの対象となる、思想の自由の下にある聖域に属する性質のものである。

これを要するに、本書の国制論は、先に想定したような絶対君主制の啓蒙的擁護論ではなく、立憲政体論に立つ君民同治の性格を濃厚に帯びた主張と見ることができよう。

第四章の冒頭に「夫国ヲ治ルニハ。治法アリト雖モ。之ヲ用フルニ治術アリ。」云々とあり、加藤弘之がその著「真政大意」で用いた独特の用語である「治法」と「治術」が登場している。また、後述するように、加藤同様、維新政治を「真政」と把握する理解も、用語の点も含めて一致している。さらに、思想の自由を絶対視する点は、やはり加藤の著「立憲政体略」に見られるところである。これらに徴して、本書に加藤の思想的影響を看取しても、あながち失当とは言えないのではなからうか。

さて、本書は、その第一章で「国」に、また第二章で人に、それぞれ「教」が必要である所以が説かれているわけだが、そこでの議論の中身の大半は、上述したように、国制論である。本書は一応教導関連書籍の形をとつてはいるが、その真の狙いは、教導職に著者の国制論を説き、さらには彼らの説教を通じて、それを宣布することにあつたのではなからうか。けだし、「教」の方法を論じた第四章の結論は、こうである。

抑教ノ由テ起ル所ハ。敬神ニ帰スト雖モ。其用タルヤ蓋 皇上奉戴ニ在リ。然ルニ今ノ人民。半ハ是幕府压制ノ政治ニ慣習シ。翻テ維新真政ノ出ルヲ怪ム者ナリ。已デニ真政ヲ怪ムニ於テヤ。其数百般ノ事皆是馬耳風ノミ。何ゾ独り成丁丈夫ノ教ヲ聞ザルヲ異マンヤ。若夫之ヲ聞シメント欲セバ。職ヲ勉メ業ヲ営ムニ切実ナルモノヲ以テスルニ如カズ。何ヲカ切実ナルモノト謂フヤ。人民權利ト義務トノ在ル所ヲ明ニスルヲ要トス。余別ニ民権大意ノ一書イカヲ著シ。大略講述セリ。何ントナレバ。人ノ此權利ヲ保ツハ限り無キ幸福ニシテ。此幸福ヲ全フスルハ政府ノ保護ニ由リ。此保護ヲ得ルヨリシテ各般ノ義務ヲ生ス。其義務ノ節目。即チ職ヲ勉メ業ヲ営ムニ於テ。一日忽ニス可ラザルモノナレバ。之ヲ知ル以上ハ。説教ノ已レニ有益ニシテ。聴カザル可ラザルノ理ヲ知ル可シ。已デニ此理ヲ知ラバ。始メテ真政ノ怪ムベカラザルヲ曉ル可シ。若シ之ヲ曉ラバ。期セズシテ愛国ノ念ヲ生ズヘシ。皇上奉戴ト敬神トニ於テ何ン有ンヤ。是則民ヲシテ教ニ由ラシムルノ術ニシテ。此術アツテ而後祭政一致ノ事得テ論スベシ。況ヤ復タ之ニ加フルニ勸懲ヲ以テシ。之ヲ誘クニ応報ヲ以テセバ。何ゾ民ヲ信ズル事確カラザルヲ愁ン。何ゾ心ヲ帰スル事一ナラザルヲ怕ン。

「教」が必要とされる理由は「敬神」に帰結するが、現実的には「皇上奉戴」である。人民の現状は、徳川幕府の压制に慣れてしまつて、明治維新後の「真政」にかえつて疑念を抱き、諸改革にも馬耳東風の有様

で、これでは説教を一向に聴こうとしないのも当然である。彼らに説教を聴かせようとするならば、その職業や経営に関わる切実な内容、つまり人民の権利と義務を中心とするものでなければならぬ。何故なら、人民が権利を保持するという幸福を保護するのが政府の役割であり、それを前提として人民に各種の義務が生ずるのである。この切実な権利と義務の問題を中心として説教を行えば、自ずと「真政」への疑念も解消し、「愛国」の念も生じてこよう。その上で、「祭政一致」について論ずるべきである。そして、勸善懲悪や因果応報の話を加えれば、人心の収攬について案ずることはなくなり、万全である。

つまり、現状ではうまくいっていない説教活動を成功に導く秘訣は、その内容を権利・義務論にすればよい、というわけである。そして、この権利・義務論については、別に『民権大意』という著書で講述していると注記し、本書と同時に出版の同書の参照を示唆している。

如上の検討の範囲内では、竹中が教導職に推奨する説教とは、要するに「啓蒙」のそれだと言えそうだが、はたしてそうか。それを確認するために、竹中が参照を示唆する『民権大意』の内容を点検することが必要となろう。

### 三 『民権大意』の民権論

『民権大意』は、『教義新説』とは異なり、上下二巻とも章立てはなされていく。そこで、その内容を、幾つかのテーマに整理して、検討していくことにしよう。

第一は、自由論で、人の「自由ノ権利」の根源と制約条件に関する基本理論である。

抑人ト言フモノハ。生ル、時。天ヨリ靈妙不測ノ精神才智ヲ授ケ玉ヒテ。目ニ見。鼻ニ嗅ギ。耳ニ聞キ。口ニ言ヒ。足ニ踏ミ。手ニ舞

フマテ。一トシテ精神ニ感ゼザル事ナク。一トシテ意ノ如クナラザル事ナキ者ユエニ。其心ニ於テ一身ノ為メニ欲スル所ノ事ハ。必ズ之ヲ為サントスルノ情ハ。千万人ト雖モ皆同ジキナリ。故ニ若シ其為ントスル事ヲ。他人ノ為メニ拘束制縛セラル、事アレバ。必ズ之ヲ避ントスルノ情モ。亦千万人ト雖モ皆同ジキナリ。此ノ如ナレバ人々己レ一身ノ事ニ於テハ。自由ノ権利ニ制限アル事ナシ。但人ト交際スル上ニ於テ。始メテ分限ヲ生スルナリ。

サテ何故人ト交際スル上ニ於テ。分限ヲ生スルゾト言ハバ。元来人々今日生活スルニ。貴賤上下貧富賢愚ノ別アリト雖モ。其初メテ生ル、時。天ヨリ授ケラレタル。不羈獨立ヲ好ムノ情ニ於テハ。決シテ区別アル事ナシ。故ニ人ノ自由ハ。均一ナルモノニテ。他人ノ自由ヲ妨ルノ権利ハ。毫モ無キモノナリ。若シ己レノ権利ヲ振ヒ過ギテ。他人ノ権利ヲ侵ス時ハ。之レ自由ノ権利ヲ振フモノニアラズ。暴戾ノ罪人ト言フベキナリ。

人の「自由ノ権利」の根源は、『教義新説』と同様、人間の生物的ないし生理的機能から必然的に導出されるものとする、「啓蒙」特有の自然主義的理解である。また、その制約条件は、権利の斉一性から他人の権利との調整という一点に限定されている。もつとも、実際生活上では、人間に「貴賤上下貧富賢愚ノ別」が存在することを認めている。つまり、人間は、権利においては平等だが、実存においては不平等だ、というわけである。実存に貫徹し得ない権利とは何か、またそれが真に権利の名に値するか、といった問いかけは、本書には見られない。法理としての「自由ノ権利」と社会的現実との関係をどう整合させているのか、というここでの問題は、本書を点検していく上で、重要な視点の一つとなりそうである。

それは、「自由ノ権利」の具体的内容をどう把握しているか、ということと点検し得るであらう。

或ハ物産ヲ興シテ国益ヲ計リ。或ハ貿易ヲ為シテ。家財ヲ富マシ。或ハ学者トナリテ人ヲ教ヘ。或ハ人ニ備ハレテ。雇銭ヲ取ル等。其他好ム所ノ男女夫婦トナリ。願フ所ノ地ニ住居ヲ移ス等ノ事ヨリシテ。花ヲ見。月ヲ賞シ。茶ヲ喫シ。煙ヲ吸フニ至ルマデ。前ニ述ル所ノ。他人ノ権利ヲ侵サズ。風俗ヲ破ラズ条理ヲ紊サザル事ハ。為シテ咎ムル者ハ。決シテ無キ筈ナリ。

先の他人の「権利」を侵害しない範囲内という制約条件に、ここでは風俗や条理の問題が付加されている。この引用部分の前で、「権利」乱用例として、「人ノ長タル身分ニシテ。常ニ居宅ヘ芸者ヲ引寄せ。日夜沈湎放歌」したり、「士族ノ俳優ヲ学ブ者」が挙げられ、前者が風俗を乱し、後者が条理に悖るものと批判されている。当時の常識的な倫理観や、士族は農工商の手本たるべし、との身分制に立脚するエリート意識という、既存の社会的観念で「自由ノ権利」に実質的な枠を嵌めているのである。

これについては、後段の四民平等を論じた箇所でも、同様の発想に立つ議論が登場している。まず、士族に対して「農ヤ工商ヨリハ。自然事物ノ道理ニ明ナル筈ニ付。少ニテモ道理ニ明ナル者ハ。自ら先ニ立チ。道理ニ暗キ方ノ者ノ魁艦トモナリテ。衆人ヲ勸導スベキ事。」を求める一方、農工商に対しては「四民同一ノ権利ヲ得。又同一ノ保護ヲ受ル様ニナリタレバ。其身ノ品格士族ト同列ニナリタルガ如キモノニテ。格別立身出世シタル事ト心得ベキ義ニテ。已ニ士族ト同列トナリタルカラニハ。其身ノ持方。身心ノ置所モ。亦士族モ同様ニナクテ叶ハヌ事」と説いている。

四民平等は農工商を士族の身分に引き上げた措置と理解され、それに

伴って意識面では、士族には従来通りの指導者意識の維持を、また農工商には士族同様のそれへの転換が、それぞれ求められているのである。これでは、四民平等は、身分の斉一化ではあるが、身分制の解消ではない、ということになつてしまふ。もつとも、竹中が問題視するような、身分制の意識面での崩壊が急速に進行しており、彼の理解如何に拘らず、四民平等は、士族に関する限り、身分制の解消として作用したことは間違いないさそうである。

第二は、政府論である。まず、政府は、どうして成立したか。

抑人ノ此ノ自由ヲ希フ所以ハ。何ガ為メナルゾト問フニ。己レガ幸福ヲ得。己レガ安全ヲ祈ルヨリ外ナラズ。サテ其幸福ト安全トハ。何ヨリ得ラル、ゾト言フニ。元来人ト言フモノハ。コモ自分ニ作り。衣服モ自分ニ織リ。家モ自分ニ建ルト云フ様ニハ。決シテ出来ザル事ニテ。先ヅ人ハ。人ト人ト相持ニテ。活計スルナリ。然ルニ其有ラユル人々。皆己レレガ。幸福安全ヲ。十分ニセント欲スルガ故ニ。悪クスルト。力ノ強キ者ハ。弱キ者ノ権利ヲ奪フ様ニナリ。左シテハ。弱キ者ノ活計ハ。立ザル様ニナリ。幸福安全ヲ得難キ所ヨリ。斯クテハ所詮叶ハヌ事ユエ。能ク道理ノ分タル人ヲ頼ミ。人民一般不公平ノ事ナク。互ニ我が持前ダケノ。幸福安全ヲ得ルヤウニ世話ヲシテ貰ヒタシト。人民ヨリ願フガ故ニ。其世話ヲスル為メニ政府ト云フモノヲ立タルナリ。

政府は、弱肉強食から人民の権利を保護するために成立したという、これまた啓蒙流の、自然状態克服のための政府成立という説明である。この政府と人民の関係はどのように律せられるのか。

故ニ兼テ人民ヨリ頼マレ。惣代トナリテ。世話スル事ヲ受合タル政府ニテ。此勢子ヲスル筈ノ事ニテ。サテ此勢子ヲスルニ付テハ。種々

様々ノ制度ヲ立テ。布令ヲ出ス等ノ事ヲナサレバ。世話方行届カヌガ故ニ。人民ト約束シテ憲法ヲ立テ。之ニ從フモノハ賞シ。悖フ者ハ罰スル等ノ事ヲ行フ訳ニテ。是則政府ノ権利ナリ。又人民ハ政府ニ此世話ヲ依頼シタルカラニハ。其約束ヲ守ルノ義務アツテ。之ニ違フノ權ハナキナリ。サレバ人民ノ權利ハ。政府ト相對スル際ニ於テモ亦分限アリ。政府ノ權利モ亦人民ニ對シテハ。分限アル事ニテ其子細ハ本ト政府。人民ヨリ幸福ヲ保護シ。權利ヲ安全ナラシムル為メノ。世話ヲ頼マレタルヨリ。其世話ヲナス丈ケノ權利ヲ有シ。決シテ人民ノ權ヲ束縛スル程ノ權利ハ在ラザルナリ。

ここでの政府と人民の關係の理解は、社会契約論の発想に立つものだが、問題は政府の權限と人民の權利との關係を律する「憲法」の理解如何である。

シテ其政府ト人民トノ權利ノ。相互ノ分限ハ何ニテ分ルゾト云フニ。則其約束シタル憲法ニ在リ。蓋シ此憲法ハ。独リ政府ノミ人民ノ為メニ之ヲ用フベキニ非ラズ。政府モ又此憲法ノ範圍中ニ存スルモノナリ。故ニ立憲政体ノ國ニ於テハ最モ憲法ヲ以テ。政治ノ根柢トシ。然ジテ其憲法ハ。亦政治ヲ為ス人ノ權利ヲ制限スルノ具トモナシタルモノト見ユタリ。

サテ此憲法ノ中ニ。小区分アリテ國法。民法。刑法。治罪法。商法。訴訟法トス。サレドモ民法以下ノ五部ヲ統括スルモノ。則國法ニテ。其國法ノ内最モ以テ重ンズル所ハ。民ノ權利ヲ保護シ。天下ノ安全ヲ謀ルニ過ぎズ。

「憲法」を定めて、政府の權限と人民の權利との關係を律し、政治の根柢とするのは、「立憲政体ノ國」だとする。これで、本書の政府論が立憲政体論として展開されていることが明白となる。

なお、ここでの「憲法」という用語は、後年の「六法」に相当し、い

わゆる「憲法」はここでは「國法」という名称で登場している。「憲法」の語のこうした用法は、加藤弘之の『立憲政体略』などにも見られ、當時では特異なものではなかったと思われる<sup>(3)</sup>。

さて、その「國法」で、人民の權利を保護し、「天下」の安全をはかるための制度として設けられているのが三權分立である。

故ニ人民自ラ我が權利ト。我が天下ノ安全トノ事ニ就テ。宜キヲ制スル法制ヲ定ムル為メ。惣代人ヲ出シテ。評議スルモノヲ立法官トシ。此評議ニ依テ決定シタル法制ニ循ヒ。保護ト安全トノ事ヲ取行フヲ行政官トシ。若シ人民ノ權利ヲ压制スル事アレバ。之ヲ匡シ。彼ヲ拯ヒ。必ズ法制ニ由ラシムルヲ司法官トス。

「立法官」について、「法制」を定めるために、人民の中から「惣代人」を出して評議する、と説明している。これで、先に「憲法」は政府と人民との「約束」で定められるとされていたが、その「約束」がどのような制度の下に成立するのが明らかとなった。この説明による限り、それは民撰議院の制度以外のものではあり得ない。

これを要するに、本書の政府論は、その自由論に立脚した「啓蒙」流の自然状態克服ニ政府成立論に出發し、社会契約論、立憲政体論、三權分立論へと順次、展開されているのである。

問題は、こうした「啓蒙」の発想に立つ自由論や政府論が、当時のわが国の社会的現実との関わりで、どう展開されているかである。そこで、第三の維新政治論である。

その総括的理解は、巻頭の呈辭に次のように示されている。

天ノ此民ヲ生スルヤ必ス授クルニ靈妙不測ノ精神ヲ以テス苟モ此精神ヲ稟レハ亦必ス授ルニ不羈自由ノ權利ヲ以テス是地球同一千古不拔ノ確論タリ惟我 皇國中葉 朝憲一タヒ弛リ豪族政ヲ為シヨリ生殺威二信七刑賞勢二任シ從テ民ノ權利地ニ委ス而シテ人民此压制ニ



慣習スル事数百年復タ之ヲ怪ム者ナシ今ヤ皇政古ニ帰シ紀綱新ニ張ルニ及テ百廢皆舉ル其由テ起ル所ノ意悉ク此權利ヲ保護スルノ外ニ出ル事ナシト雖モ前ニ圧制ヲ怪マサルノ心ヲ以テ却テ今ノ保護アルヲ怪ムニ至ル

人民が「不羈自由ノ權利」を天授されているとの見方は、「地球同一千古不拔ノ確論」、時空を超越した普遍的な、確定した理論である。しかし、わが皇国では、「中葉」の時代に、「蒙族政治」が起り、彼らが人民の生殺刑賞を恣にし、人民の「不羈自由ノ權利」は地に墮ちた。しかも、人民は、この圧制に慣れて、それを疑うことさえしなくなった。今日、王政復古がなされ、諸事全般に亘る改革が実施されているが、詰まるところ、その目的は人民の「不羈自由ノ權利」を保護することにある。だが、従前の圧制に慣れた人民は、かえってこの維新政治を疑う有様である。そこで、本書を著して、人民を教導しよとうというわけである。

前述の如く、一般論としては、三権分立論に立ち、民撰議院による立法を説いていたが、維新政治の現実論としては、単純にそれを適用する形で展開されているわけではない。

政府ト人民トノ。權力ノ分限ハ。憲法ニ因テ立ツモノナレドモ。其憲法ヲ決定スルハ誰ナルゾト言ヘバ。則亦政府ナリ。

政府の権限と人民の権利の関係を律するのは「憲法」だが、今日のわが国で、それを「決定」するのは政府である。この場合の「憲法」は、前出のように今日の「六法」に相当するものだが、別の箇所では次のように具体的に法令名を挙げて説明している。

其憲法ト云フハ。何処ニアルモノゾト問ヘバ。抑御一新ノ始リ。五ヶ条ノ御誓文ヨリシテ。定三札。賞三札ノ揭示。各条ノ禁制諸官省ノ体裁権限ニ至ルマテ。皆国法ナリ。戸籍。租税。田宅。婚姻等ノ

事ニ係ル御布令ハ。皆名ケテ民法ト言フベク。新律綱領。改定律例ハ刑法ニテ。其他ノ御布令一々分ツテ名ゾクレバ。治罪法ト言フベキアリ。商法ト言フベキアリ。詞訟法ト言フベキアリ。鍾メテ之ヲ見ル時ハ。一トシテ憲法ニ非ル事ナシ。

今日の「憲法」に相当する「国法」は、五ヶ条の御誓文に始まり、五榜の揭示、各種の「禁制」、諸官省の職制・章程類だとする。「民法」は戸籍・租税・土地や建物などの不動産・婚姻に関する布令類、「刑法」は新律綱領と改定律例、という具合である。つまりは、本書で言う「憲法」とは、時限的なものや、適用対象が限定されたものを除いた、維新政治の下で制定された実定法の総称だと考えてよからう。たしかに、そうであれば、「憲法」を「決定」したのは政府以外の何者でもない。

しかし、将来もそうかと言えば、そうではない。故ニ人民ノ開化ノ進歩ニ從テ。憲法モ復タ交換セザルヲ得ズ。何ントナレバ。本ト憲法ハ全国一般ノ勢ヲ測リ。時ノ宜キヲ制セザルヲ得ザレバナリ。(中略) 時ノ宜キヲ制セザル憲法ハ。憲法ニアラズ。古今内外共ニ蒙昧野蛮ノ国初ニハ。政府ノ権極テ多ク。開明ノ域ニハ。人民ノ権極テ多キヲ見テモ知ルベシ。何ガ故此ノ如クナルゾト云ヘバ。人民未ダ開明ニ進マザレバ。之ヲ開明ニ導クニ付テハ。政府ノ之ガ為メニ施スベキ義務。最モ多キガ故ナリ。義務多ケレバ権多キ事。猶ホ人ノ勞スル事多ケレバ。雇錢ヲ得ルモ。亦從テ多キガ如シ。

文明開化の進展度によって、「憲法」は「変換」していくものであり、またそうでなければ、その名に値しない。「蒙昧野蛮」の国家草創期には政府の権限が大きい、文明開化が進めば進むほど、人民の権利が拡大していく。国家草創期に政府の権限が大きいのは、人民を「開明」に

導くための「義務」が大きいためである。別の箇所でも説明している。

権利ヲ保護スルノミコソ。政府ノ本職ナリ。去レドモ今日ノ人民ハ。唯政府ニテ権利ヲ保護スル丈ケノ事ニテハ。中々以テ便利ヲ謀ルナド。思モ寄ラズ。重ノ権利サヘ以テ。自分ニ得伸サヌノ勢ナルガ故ニ。止ム事ヲ得ズ。政府ヨリ人民ノ先ニ立テ勸奨ヲスル事ニテ。是政府ノ治術ナリ。

人民の「権利」の「保護」こそが政府の「本職」だが、人民の現状はその「権利」を行使して自らの「便利」をはかり、さらにその「権利」の拡張をはかることなぞ、到底覚束ない。そこで、政府がそのことを「勸奨」するための諸施策をとらざるを得ないのである。

併ナガラ此ノ如キ治術ヲ施ゾヨト云事ヲ。人民ニ約束シテ置ザレバ。相済ザルガ故ニ。布令ヲ出シテ法則ヲ定ムル。其法則ガ又。今日人民ノ遵奉スベキ憲法トナルナリ。

この「勸奨」策についても、予め人民のその実施について「約束」しておかねばならないので、そのための布令が出されるが、これがまた「憲法」となるのである。

去ルカラニ憲法ニ二様アル事ニテ。之ヲ能ク分テ云ヘバ。万世不易ノ憲法ト云ハ。真ニ政府ノ本職トスル治法ヨリ出タルモノ。又勸奨ヲ為スハ此治法ヲ益々精確ナラシムルベキ為メノ治術ニ出タルモノナリ。

人民タル者ハ能ク我が生命ト。権利ト私有トヲ安全ナラシメタランニハ。限りナキ幸福ニテ政府ニハ之ヲ保護スルノ治法サヘ能ク取行タラバ足ル事ニテ。尚其上ノ治術ヲ施スハ。入ラザル事ト思フ人モアルベキガ。抑法モ善ク用ザレバ死法ニナリテ。何ノ益ニモ立ザルモノナレバ。此法ヲ善ク働カシテ用ルガ。則亦治術ニテ。善ク治術ヲ施スガ又治法ナリ。

したがって、「憲法」には、「保護」Ⅱ「治法」と「勸奨」Ⅱ「治術」の二様があるが、「勸奨」もその究極的な目的は「保護」の全きを期するところにある。

今我が国ノ人民ハ。野蠻ト云フニハ非ルベキナレドモ。開明ニハ猶ホ程遠シ。サレバ政府ニハ。十分ニ勉メテ。此人民ヲ開明ニ導クノ勸奨ヲナサザルヲ得ズ。人民モ亦此勸奨ニ応ズルノ義務ハ。十分ニ勉メズンバアルベカラズ。能ク勉メテ人民一般。開明ニ進タル上ハ。政府ノ義務ハ從テ減ジ。人民ノ権ハ從テ増シ。政府ハ古聖人ノ垂拱天下治ト云フニ至ルベシ。

今日のわが国の人民は、「野蠻」とは言えないものの、「開明」にはほど遠い状態にある。そこで、政府は、人民を「開明」に導くために、十分な「勸奨」策をとる「義務」がある。また、人民にも、こうした政府の諸施策に従う「義務」がある。その結果、将来、人民の「開明」が進めば、政府のこうした「勸奨」の「義務」は減り、人民の「権利」は拡張されるだろう。

これを要するに、人民が自らの「不羈自由ノ権利」の行使と拡張をはかるところまで「開明」していない現状では、それを「保護」するためのみならず、人民をそうした「開明」状態へと導くための「勸奨」策が必要があり、それら両様のために制定される「憲法」は、当面、政府が「決定」せざるを得ない、というのである。

本書は、前述したように、呈辞の日付が明治六年一月二三日になつており、翌七年一月以降の民撰議院設立建白書の提出や、それをめぐる民撰議院論争に先立って執筆されたものである。しかし、同論争における加藤弘之の立場と、その発想様式から現状理解に至るまで、基本的に共通している。このことは、明治六年末から明治七年初頭にかけての時期

において、加藤の見地が政府内部である程度共有される状態に達していたことを物語っているのではあるまいか。

こうした立場は、「啓蒙専制主義」と称することもできようが、本書でのニュアンスは、「啓蒙」に相当のウエイトがかかっていると思われる。それは、議論全体の立脚点を人民の「不羈自由ノ権利」と政府によるその保護におき、三権分立・立憲政体の完成を将来に期すとのスケジュールを立て、その途上に維新政治の現状を位置づける発想を堅持している限りにおいては、前述したように、ホップズ流の「啓蒙専制主義」とは一線を画して、それを理解すべきではなからうか。

しかも、この時点では、いまだ維新政治が構築を目指す新しい国制のあり方についての国家意思は確定しておらず、それをめぐって政府内外で立憲政体論と国体論が角逐を遂げていた。この時期の加藤の言説の微妙さも、そうした中であくまで立憲政体論を志向せんとするところから出ていると考えられる<sup>34</sup>。

本書は、前出の「教義新説」と一対をなすという性格から、国体論が幅をきかせ、しかも政府が期待するような人心収攬の効果をあげ得ないでいる教導活動に、立憲政体論の立場から、いわば思想的介入をはかる目的をもって執筆された法曹官員の著書と言えよう。しかも、加藤の言説の微妙さが顕現するきっかけともなった民撰議院設立建白書提出以前に執筆された著作であり、加藤のような考慮が求められる事情に直面していなかった分、「啓蒙」の側面がよりストレートに表出しているようにも思われる。

そうした傾向は、「豪族政治」への手厳しい批判にも看取し得る。第四は、「豪族政治」論である。

人民ニハケ様ニ結構ナル権利ヲ。天ヨリ授ケラレテアルニ。唯今マテノ人民ハ。何ガ故ニ此権利ヲ振フ事ヲ得ザリシゾト尋ヌルニ全ク

政治ノ悪カリシ故ナリ。何ントナレバ。幕府ノ時分ニハ。豪族政治トテ。人間ノ中ニテ。至極力ノ強イ者ガ。弱イ者ヲ圧倒シテ。其人ヲ我ガ物トシ。勝手次第ニ苦役シ。若シ之ニ背ク者アレバ。殺ストモ。刑スルトモ。君主ノ心任セニシタルモノユエ。人民ハ心ニ服セズトモ。力敵対シ難キヲ以テ。罷ムヲ得ズ之ニ従ヒタルモノナリ。従来、人民が天授の「権利」を行使してこなかったのは、旧幕時代の「豪族政治」のためである。それは、強者が弱者を力で抑圧し、支配するものである。

其頃ハ民者は国之本ナド言フ論ハ。曾テ無し事ト見ヘタレバ。マシテ人民ノ自由ナド、ハ。思ヒモ奇ラヌ事ナルベシ。近年ニ至テハ。幕政モ。諸大名ノ国政モ。稍条理ヲ踏ムヤウニモナリタレドモ。去ナガラ矢張平民ガ士ニ聊ノ失礼ヲナシタリトテ。手討ニシ。或ハ罪アリトテ国所ヲ追放シ。其他農ハ我ガ田地デアリナガラ。売ル事モナラズ。商ハ株ヲ持タザレバ。為シタキ商業モナシ得難キ等ノ事ヨリ。門地ヲ定メテ出身ノ限リヲナシ。関所ヲ設ケテ。通路ヲ遮ルナドノ事ニ至ルマデ。皆是拘束制縛ニテ。人民ノ自由ニ任ヌ事ハ。先ハナカリシガ故ニ人民ハ権利ヲ振ハント欲スルトモ能ハザリシナリ<sup>35</sup>。

当時は、「民は国の本」などという議論もなく、「人民ノ自由」など、思いも寄らぬことだった。近年には、幕政も諸大名の国政も幾分条理を弁えたものとなった。しかし、やはり、平民が武士に失礼に及んだとして無礼討ちにしたり、罪があるとして領外に追放したりした。その他、農民は自分の田地でありながら売ることができず、商人は株がなければやりたい商売もできなかった。また、武士は家柄で就任できる役職が固定されていた。さらに、関所を設けて通行を遮断するなどした。これら

は、人民をことごとく拘束・制約するもので、「人民ノ自由」に委ねるなどということはなかったため、人民はその「権利」を行使しようとしてもできなかった。

ここでは、武士の無礼討ちの特権、追放刑、田畑永代売買禁制、株仲間、武士社会の家格制、関所などが、「人民ノ自由」を拘束・制約した「豪族政治」の悪弊として槍玉にあげられている。

さらに、批判の筆鋒は、大名や、それに仕える武士や御用商人に、鋭く向けられていく。まずは大名。

又従前ノ大名ト云フモノハ。是マデ其威ニ圧サレテ。誰アツテ一言ヲ発スル者モナカリシナレドモ。元來彼ノ大名ノ領分ト唱ヘシ国所ハ。其初メハ。朝廷ノ御沙汰ヲ奉ケズ。銘々勝手力次第ニ切取ニシタルモノニテ。サテ其國ハ原ト誰ノ所有ゾト言ヘバ。朝廷ノ所有ナリ。世ニ所有主ノアル品ヲ。其主ノ許ヲモ受ケズ。奪ヒタルナラバ。必ズ強盜ト云フベシ。畢竟國ヤ郡ハ倉ヘモ入レズ。封ヲモ付ケズニアリシモノニテ。又其奪ヒ方モ。余リ甚シキニ過タレバ。却テ強盜トモ名ヅケザリシマデノ事ニテ。道理ニ於テハ。強盜ト異ナル事ナシ。

王土論を前提として、大名に強盜論が展開されている。もともと、先に、田地を農民のものとする前提に立つて田畑永代売買禁制を批判したことと、ここでの王土論がどのように論理的に整合するのか、という点については何の説明もなされていない。しかし、この論理的難点については、明治一五年（一八八二）九月の時点で、当時の実質的な内閣首班であった参議兼参事院議長山県有朋も、本書と同様に、「両者の関係を整合させることができなかったことを想起するに止めておこう。」<sup>(35)</sup>

次の、武士と御用商人への批判に進もう。

其大名ノ禄ヲ受タル昔ノ士ハ。強盜ノ配分ヲ貰ヒタルガ如ク。又其

大名ノ用達ナドヲ為テ。金ヲ借付物産ヲ取扱ヒ。扶持米ヲ取タメ等ハ。強盜ノ贓品ヲ捌テ。手間料ヲ食タルガ如シ。

武士は強盜の分け前に与る子分、御用商人は故買屋というわけである。このような大名への激しい批判を、従来、「誰アツテ一言ヲ発スル者モナカリシナレドモ」とわざわざ断って行っている背景としては、著者の竹中が、前述したように歴代の営々たる勤仕にも拘らず、遅々たる立身に止まった下級藩士の出で、しかも廢藩を待たずに新政府に出仕した経歴をもっていること、つまりその出身と立身の志向との相関関係を、当然、考慮しておかねばなるまい。さらに、この大名批判の敢行が、著者の「王臣」という現在の地位と無関係ではあり得ないことは、前述したように、王土論に依拠した議論である点からも、容易に想像がつくであらう。

もちろん、既に指摘した加藤弘之に加え、「東京ノ福沢諭吉先生ガ學問ノ勸メニ説レタル所。至レリ尽セリト云フベシ。」とか、「本人民權利ノ事ニ付テハ。中村敬太郎先生ノ訳サレタル。自由之理ノ如キ大成ノ書アレバ。今更贅語ヲナスニ及ザル事ナリ」云々とか述べているように、当時の「啓蒙」的言説の影響によるところが決定的ではあつたらう。そして、前述したように、一旦は「御算用者」の途を歩み始めた経歴が物語る実学、少なくとも算勘の才がその受容器の役割を演じたと考えられる。「啓蒙」的発想は、「豪族政治」に対する人民の対応についての理解に、最も顕著に表れている。

豪族政治ハ。此ノ如ク人民ノ權利ヲ束縛セシナレドモ。又權利ヲ地ヲ私フテ無キ様ニモ。成シ得ザリシナリ。其子細ハ原ト是ノ權利ハ。天授ニテ。人作ニアラザルガ故ニ。今日ノ勢ヒ止ムヲ得ズシテ。束縛ノ政治ヲ辛抱シテ受ルナレドモ。最早堪ヘ難キ場合ニ至テハ。人民一同誰發意トナク申合セ。此束縛ノ甚キ所ヲ打破ラントセシ事。

近世間々其例アルヲ以テ知ルベシ。

「豪族政治」は、人民の「権利」を束縛したが、完全にその行使を抑えつけることはできなかった。なぜなら、この「権利」は「天授」のもので、「人作」のものではないからである。「豪族政治」の束縛を辛抱しきれなくなり、団結して、束縛の最も甚だしいところを打破しようとする動きが、「近世」には「間々」起こっている。

これは、一揆・騒動の動きを念頭においていると見て間違ひなからう。そうした人民の動きを、「権利」の天授性に由来する自然発生的な抵抗として、自然主義的に理解しているが、これは「啓蒙」に特有の見地だと言えよう。

こうした「豪族政治」批判は、維新政治の下での士族の現状への批判へと連動していく。第五は、士族論である。

就中在昔ノ士ト称セシ者ハ。曾テ税ヲ納ル事ナカリシノミナラズ。

前ニ話ス農ノ辛苦艱難シテ。出シタル所ノ租税ヲバ。我私有トセシ

ハ。誰モ能ク知ル如ク。代テ。兵馬ノ役ヲ受負タリシ賃銭ニテ。譬

ヘバ廻船ノ危難受負ヲ為スニハ。船賃ヲ高ク取ルガ如キモノナリシ

ナリ。

かつての武士が農民が苦勞して収めた租税を私有できたのは、「兵馬ノ役」を請け負っていたからである。この種の互酬論に立つ「役」の相関関係で領主ないし武士と百姓の関係を理解しようとする向きは、今日のが近世史研究にも少なからぬ影響力をもっているように看取されるが、竹中が「誰モ能ク知ル如ク」と述べているところからみて、幕末維新期においては、案外にそうした見地が常識的なものだったのかもしれない。問題は、この「請け負い」論と先の「強盗の子分」論との関係が何だが、この点についての説明は見られない。してみると、領主ないし

武士と百姓の関係の理解では、当時においても、常識的な、換言すれば現実肯定的な互酬論と、「啓蒙」に由来する現実否定的な支配論とが、当時にあつても併存していたことを、本書の内容がはからずも物語っていることとなるのではあるまいか。

然ニ此節ニ至テハ四民同一ノ権利ヲ得。又四民同一保護ノ用トナルカラニハ。士ハ兵馬ノ常職ヲ免レシモノニテ。猶ホ船頭ノ危難受負ヲ罷タルガ如シ。已ニ此受負ヲ罷タルカラニハ。其受負莫亦共ニ罷ベキハ当然ノ事ナルニ。今以テ士族ハ家禄ヲ取り。何ノ所作モナクテ。日々遊暮シナガラ。尚不足ラシク思ヒ。或ハ聊余アレバ放蕩遊治ニ遣果シテ。却テ人間自由ノ權ナド。口実ニスルモノアリ。真ニ笑フベク歎ズベキ事ニテ。

維新後、四民平等となり、士族は「兵馬ノ常職」を解かれたが、家禄の給付は継続されている。そうした新しい状況の下で、士族の中には、無為徒食の日々を送った上に、家禄を不足に思つたり、放蕩に遣い果したりして、それを「人間自由ノ權」などと嘯いている者もいるが、まことに笑止かつ慨嘆すべき連中である。彼らには、維新後、それも徴兵制実施後における家禄給付の意味が全くわかつていない、と竹中は言うのである。

一体ハ今日ノ士族。家禄アル者ハ四民ノ最下等ニ位セシメ。人民同一ノ權利ハ無キ者ナリト。云タリトモ左ノミ誣タリトモ言難カルベシ。其訳ハ前ニ已ニ申ス如ク。受負ナクシテ受負賃ヲ取ルノ道理ナレバ。今日ノ禄ハ所謂取ルベカラザルモノヲ取ル事ニテ。政府モ又与フベカラザルモノヲ与ヘテアルハ。唯止ヲ得ザルノ救恤ナリ。去レバ今日独立活計ノ成リ難キ窮民ニ。救助扶持ヲ与ルト。同一轍ノ事ナレバ。窮民ニシテ救助扶持ヲ以テ流連シテ。自由ノ權ナリト言

タリトテ。人ノ許サバルト同ク。士族ニシテ家禄ヲ以テ放蕩スル如キハ。自由ノ權ニハ決シテアラズ。

今日の士族は、「人民一般と同等の権利はない、四民の最下等に置くべきだ」という言われても、あながち誣言とはいえない。今日の家禄は、政府が給付し、また士族が取得する根拠がないものである。それは、止むを得ず実施されている、救恤のための給付であつて、独立の生計を営めない窮民に支給される「救助扶持」と同じ性格のものである。それを遊興に散じて、「自由ノ權」などと論外である。

去バ今日士族輩。自由ノ權利ヲ振ハント欲セバ。先ヅ己レ活計ノ基ヲ立テ。此救助ヲ謝辞シタル上ニテ。始テ真ノ自由ヲ得ベキ也。だから、士族が「自由ノ權利」を行使したいならば、まず家禄を奉還すべきであり、そうしてこそ初めて「真ノ自由」を手にすることができるのである。

実際のところ、士族はまだまだ特権的な待遇を受けている。

此ク言ヘバ士族ハ。実ニ四民ノ最下等ニ居ルベキ筈ナルニ。仍ホ四民ノ上ニ尸シ。殊ニ聊ノ罪アリトモ。破廉恥甚ニ非ル限ハ。閏刑ニ換ラル、程ニ。鄭重ナル御取扱ニ相成ルハ。全ク祖先ノ余沢ニシテ。人民ノ中ニ在テハ此上モ無キ面目ト云フベシ。

刑法上の特権的待遇などは、祖先の余沢であり、名誉と感ずるべきである。そうであれば、「ニ心ル実効ヲ挙サルヲ得ザルハ。当然ノ道理」だとして、前述したような、維新政治に翼賛する上での、農工商に対する指導的役割を求めているのである。

こうした士族に対する、手厳しい批判と指導的役割への期待は、やはり、下級藩士出身の法曹官員という、竹中の現在の立場を構成する諸要素が微妙に組み合わされて、投影していると見るべきだろう。しかし、はたして、これにどれだけの説得力が、当時の士族社会に対して実際に

あつただろうか。

とりわけ、ここでの議論の中で、家禄を奉還してこそ「真ノ自由」が得られるという主張は、理において如何に筋が通つていようと、定職ニ定収入を欠き家禄に頼らざるを得ない下級士族にとっては、実際には到底受け容れ難いものだったろう。そこには、「啓蒙」の発想に立つ官員と、士族大衆との間に横たわる埋め難い断層を垣間見る思いがする。もつとも、それは、政府が進める開明政策を翼賛する方向で、家禄給付に見合うだけの指導的役割を求めるところから出たものであると思われ。すなわち、そうした指導的役割を果たさず、かえつて政府に「不平」を鳴らすなら、家禄を奉還して自由の身になってからにせよ、というわけである。

これは、教導職と同様、士族にも、政府と世論ないし民衆を媒介する役割を、竹中の見地に沿つた方向で発揮することを求めるところからのものであろう。その意味では、『民権大意』は、ただに教導職向けの『教義新説』での権利・義務論、そしてその前提をなす国制論の詳論と、いうに止まらず、士族向けの拡大版という性格をも併わせもつていた、と考えることができよう。

まとめにかえて

ここでは、法曹と理財家の二つの経歴をもつ加賀藩の下級藩士に出身する司法省八等出仕で大解部の判事だった、竹中邦香が明治六年（一八七三）の年末までに執筆し、翌七年三月に同時刊行した、『教義新説』と『民権大意』の内容を少しく立ち入って検討した。

『教義新説』では、教導職を対象として、不評なその説教活動を改善する方向性を指し示そうと企てられている。権力的規制を峻拒する思想の自由の領域に国体論を祭り上げる一方、説教の内容を権利・義務論を

中心としたものに変えることを提起している。また、その権利・義務論の中身を詳論した『民権大意』では、『啓蒙』の発想に立ち、社会契約論、立憲政体論、三権分立論が展開される一方、旧大名や士族が大変手厳しく批判され、とりわけ士族には家禄給付に見合う政府の開明政策翼賛の指導的役割の發揮が求められている。

こうした両書は、維新政治がその構築を目指す新しい国制のあり方をめぐる国家意思が未確定な状況下で、立憲政体論の側が、角逐の相手たる国体論の牙城と目された教導職の説教活動の世界に、その影響力を浸透させつつある動きの一つの表れと見てよからう。それは、明治六年一〇月政変後における政府首脳部の、立憲政体の導入を前提とする政体取調の着手や、文明開化の説教としての性格の濃厚な一七説の推奨の動きとも照応していると言えよう。

竹中の立場は、立憲政体こそが維新政治が目指すべき新国制であるとの見地から、一方で三権分立論をとるところから民撰議院による立法を論理的には当然視しつつも、他方で人民の未開明を理由として政府による立法権掌握の現状を肯定するという構成をとって、政府と世論ないし民衆、就中その両者を媒介することを期待された教導職、さらには広く士族を、立憲政体の導入へと誘導しようとしたものと見られる。その点では、加藤弘之が民撰議院論争や『国体新論』で開陳した言説と相通ずるところがあり、両書は加藤の立場が政府内部において一定の共鳴盤をもち得ていたことを物語っている。

かくして、この事例は、民撰議院設立建白書に発する動きに先行する、それとは別の、政府内部における立憲政体導入の動きの実態を垣間見させてくれるとともに、立憲政体導入の国家意思決定に至る思想的条件がどのような形に形成されていったかを考える上で、一つの手がかりを与えてくれているものと言えるのでなからうか。

【注】

(1) 大原康男「国学者にみる(国体)概念の理解——『政治への関心』という視点から——」(国学院大学日本文化研究所創立百周年記念論文集編集委員会編『維新前後における国学の諸問題』同研究所、一九八三年三月所収)を参照。

(2) 拙稿「明治初期における教導職の国制論——『十七兼題畧説』を中心に——」(『(金沢大学教育学部紀要)人文科学・社会科学編』第四六、四七、四八、五〇、五一号、一九九七年二月、一九九八年二月、一九九九年二月、二〇〇一年二月、二〇〇三年二月)を参照。

(3) 今中次磨「府県会開設より国会開設までの国会論」(『明治文化研究』第四卷第七号、一九二八年七月)を参照。

(4) 新田完三編『諸侯年表』東京堂出版、一九八四年六月、四四四～四四五頁を参照。

(5) 以下、史料の引用にあたっては、俗字・異体字は正字ないし常用漢字に改め、合字は平仮名または片仮名に解した。

(6) 加賀藩の公事場は、「原則として御徒並(士分)以上の裁判を取り扱うが、盗賊改方奉行・寺社奉行・町奉行・郡奉行にも裁判権が与えられている僧侶・神官・町人・百姓等の判決で決定しがたい場合に公事場へ送られ、最高裁判所的な存在で慶長十八年に初見する。」(田川捷一編『加越能近世史研究必携』北國新聞社、一九九五年八月、一三九頁)という。

(7) 加賀藩の「御算用者」は「算用場に勤め算勘を掌った。前田利長代に名をみせ、寛文期より切米四十俵を受けたが、算用者小頭は八〇石の役高であった。他地割の際に算用者(分地人、地奉行ともいう)を他村からやとい田畑を実測させ合盛を定めるなどの仕事をさせた。」(前掲『加越能近世史研究必携』二四七頁)、また算用場は「藩の経理会計を司り郷村支配機構の最上層で配下に改作、郡奉行を置いた。慶長十二年初見で、奉行は人持一人、御馬廻組頭二人が任せられるのが通例であったが、藩末には平士からも選ばれた。」(同上二四六～二四七頁)という。

また、幕末維新期における加賀—金沢藩の「御算用者」については、磯田道史「武士の家計簿——加賀藩御算用者」の幕末維新」新潮新書、

- 二〇〇三年四月を参照。
- (8) 竹中邦香提出の「先祖由緒并一類付」では、その母を「猪山彦蔵姉」とある。この彦蔵が猪山成之だが、彼と邦香の關係については前掲磯田「武士の家計簿」一七〇～一七三頁を参照。
- (9) 内藤加我編『耐忍偉業商人立志編』金桜堂、一八八八年一月、二二〇～二一九頁。なお、これについては、安岡昭男の懇篤なる示教を得た。
- (10) 大植四郎編『明治過去帳』東京美術、一九七一年一月(初版は一九三五年二月)、四八九頁。
- (11) 前掲磯田「武士の家計簿」一七〇～一七三頁を参照。
- (12) 徳田寿秋「維新における加賀藩の政治動向——王政復古クーデター前後を中心——」(『北陸史学』第一八号・一九七〇年二月)、のち徳田「加賀藩における幕末維新期の動向」私家版・二〇〇二年二月・第一章第二節として収録)を参照。
- (13) 前掲磯田「武士の家計簿」一五〇頁を参照。
- (14) 同上二七〇頁を参照。
- (15) 同上二七二～二七三頁を参照。
- (16) 同上二七三頁を参照。
- (17) 金井之恭「明治史料顕要職務補任録」柏書房、一九六七年二月、七三頁を参照。
- (18) 朝倉治彦編『明治官制辞典』東京堂出版、一九六九年四月、二八三～二八四頁を参照。
- (19) 三橋猛雄編『明治前期思想史文献』明治堂書店、一九七六年七月、七五三頁を参照。なお、これについても、安岡昭男の示教による。
- (20) 『教導新叢書』第九号、一八七三年三月(千葉県香取郡下総町立歴史民俗資料館所蔵「青柳義郎家文書」)。なお、内閣官報局編『法令全書』にはこの達は収録されていない(第六卷ノ二、原書房、一九七五年一月、一六二七～一六六二頁を参照)。
- (21) 『太政類典』第二編第二五〇卷(国立公文書館所蔵)。また、前掲『法令全書』第七卷ノ二、一九七五年三月、一一九四～一一九五頁。
- (22) 「教部省達書」一、明治七年(東京大学史料編纂所蔵)。また、前掲『法令全書』第七卷ノ二、二二〇〇～二二〇二頁。
- (23) 教導関連書籍の概観は、前掲拙稿「明治初期における教導職の国制論——『十七兼題畧説』を中心に——(一)」を参照。
- (24) 『啓蒙』の発想については、E・カッシーラー「啓蒙主義の哲学」ちくま学芸文庫・上下・二〇〇三年四月、M・ホルクハイマー/T・W・アドルノ「啓蒙の弁証法」岩波書店・一九九〇年二月を参照。
- (25) T・ホップズの政治思想については南原繁「政治理論史」東京大学出版会・一九六二年五月、またそのわが国における受容をめぐる問題については高橋眞司「哲学と近代日本」未來社・一九九一年九月を参照。
- (26) 木田元「偶然性と運命」岩波新書、二〇〇一年四月を参照。
- (27) 加藤弘之「真政大意」(初版は明治三年「二八七〇」七月刊、吉野作造編『明治文化全集』第五卷「自由民権篇」・日本評論社・一九二七年一月所収)を参照。
- (28) 加藤弘之「立憲政体略」(初版は慶応四年「二八六八」七月刊、吉野作造編『明治文化全集』第七卷「政治篇」・日本評論社・一九二九年一月所収)を参照。なお、同書については、拙稿「加藤弘之の立憲政体提議」(『京浜歴史科研年報』第一〇号、一九九六年一月)を参照。
- (29) 竹中がかつて所属した旧金沢藩士族の場合、政治・経済・社会・文化などの各方面において、かなり長期に亘って金沢をはじめとする石川県域で影響力を保っていたが、それでも士族授産事業の挫折に伴って、その凋落は避け難かった。これについては、金沢市史編さん委員会編『金沢市史』資料編12近代二、金沢市、二〇〇三年三月、第二章「士族授産と華族経営」解説(拙稿)、二七二～二八一頁を参照。
- (30) 前掲拙稿「加藤弘之の立憲政体提議」七～八頁を参照。
- (31) 竹中が属する司法省では、民法をはじめとする法典編纂を進めていた(毛利敏彦「江藤新平 急進的改革者の悲劇」中公新書・一九八七年五月、菊山正明「明治国家の形成と司法制度」御茶の水書房・一九九三年二月、第三章を参照)。
- (32) 拙稿「明治六年政変後の政体取調」(『京浜歴史科研年報』第一三号、一九九九年一月)を参照。



(33) 維新政治がその構築を目指す新しい国制のあり方についての国家意思が一応の確定をみたのは、明治八年(一八七五)四月一日付で発せられた漸次立憲政体樹立の詔によってである(前掲『法令全書』第八巻ノ一、一九七五年四月、八一頁を参照)。

(34) 前掲拙稿「明治六年政変後の政体取調」、また同「明治初期における教導職の国制論——『十七兼題畧説』中心に——」(一)および同「(五)」を参照。

(35) 拙著『地租改正と地方制度』山川出版社、一九九三年一〇月、四二一―四二六頁を参照。

(36) わが近世史研究における互酬論に立つ「役」論については、拙稿「地方史と歴史学をめぐって」(『地方史研究』第二〇〇号、一九八六年四月)を参照。また、近世の領主―百姓関係については、拙著『日本の近代的土地所有』弘文堂、二〇〇一年七月、第一章を参照。

〔付記〕 筆者は、近代日本における立憲政体の成立過程に関する研究を目的として、平成一四年五月一日より一〇ヶ月間、本所での内地留学を許された本所の横山伊徳教授にこの場を借りて深甚なる謝意を表したい。

また、本稿の内容に関連して、明治維新史学会の研究例会で研究発表の機会を与えられ、安岡昭男氏はじめ諸氏より有益なる示教を数多く頂いた。とくに記して、謝意を表したい。